

対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(特定取得告示別表)

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動(輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。)若しくは武力攻撃に対する防衛のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。)、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一一—機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二—電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一一—ソフトウェア業

四 細分類〇五一九—その他の金属鉱業(核原料物質に係るものに限る。)

五 小分類三三一—電気業(原子力発電所を所有するものに限る。)

六 輸出入貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業

七 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術(公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいづれかに該当するものを除く。)を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

ロ 小分類三九一一—ソフトウェア業

ハ 小分類七一一—自然科学研究所

ニ 小分類七四三—機械設計業

ホ 小分類七四四—商品・非破壊検査業

へ 小分類七四九—その他の技術サービス業

八 細分類二八一—集積回路製造業、細分類二八三—半導体メモリア製造業、細分類二八三—光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四—電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一—有線通信機械器具製造業、細分類三〇二—携帯電話機・PHS電話機製造業、細分類三〇三—無線通信機械器具製造業、細分類三〇三—電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)、細分類三〇三—パーソナルコンピュータ製造業、細分類三〇三—外部記憶装置製造業、細分類三七一一—地域電気通信業(有線放送電話を除く)、細分類三七二—長距離電気通信業、細分類三七三—有線放送電話、細分類三七九—その他の固定電気通信業及び細分類三七二—移動電気通信業

九 細分類三九一一—受託開発ソフトウェア業、細分類三九二—組込みソフトウェア業、細分類三九三—パッケージソフトウェア業、細分類三九四—情報処理サービス業及び細分類四〇一—インターネット利用サポート業(ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号)に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)別表第三に掲げる業種に属する事業(以下この号において「別表第三事業」という。)に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。))若しくは当該親会社の子会社(同法第二条第三号に規定する子会社をいう。))のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業(当該事業を営む会社の他のもの(当該会社の関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。))のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。))から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。)を除く。)

十 金属鉱物(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第九号)第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。)に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九—その他の金属鉱業

ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E—製造業

ハ イに掲げる物の小分類九〇一一—機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二—電気機械器具修理業

ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一一—ソフトウェア業

ホ 細分類七四五九—その他の計量証明業

十一 次に掲げる建設工事(発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。))の注文者をいう。))から直接請け負ったものに限る。))を行う大分類D—建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計(発注者(調査、測量又は設計(他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。))の注文者をいう。))から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。))を行う小分類七四二—土木建築サービス業(土木に係るものに限る。))

イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令(平成十一年政令第九十三号)に規定する海岸に係る海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事

ロ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年十月総務省告示第四百五号)の分類表に従っている。